

船舶インシデント調査報告書

平成28年1月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成27年7月20日 19時00分ごろ
発生場所	愛媛県新居浜市新居浜港北方沖 新居浜港西防波堤灯台から真方位330° 2.78海里付近 （概位 北緯34° 01.3′ 東経133° 14.2′）
インシデントの概要	引船 ^{だいこう} 大興丸は、台船 ^{いまいぼり} 今治102号をえい航中、主機クラッチが作動しなくなって運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成27年10月6日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 大興丸、19トン 273-10077広島、有限会社大鳳海運 B 台船 今治102号、総トン数不詳 なし、株式会社スチールHUB
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	A船は、主機警報盤の逆転機潤滑油圧力低下警報が作動した後、主機クラッチが作動しなくなった。 主機クラッチ用潤滑油ポンプは、歯車ポンプであり、軸受のニードル軸受が固着するとともに一部のニードルが脱落しており、ポンプ軸がねじれたように斜めに折損していた。 主機クラッチ用潤滑油ポンプの軸受は、平成20年に中古の主機を換装した際、交換されていたが、その後開放点検が行われていなかった。 主機の運転時間は、月平均500～600時間であった。 主機クラッチの潤滑油は、年1回の間隔で平成26年8月に交換されており、本インシデント発生時、汚れは認められなかった。
分析	本船は、主機クラッチ用潤滑油ポンプの軸受が固着してポンプ軸が折損したことから、主機の出力が推進器に正常に伝達できなくなったものと考えられる。 主機クラッチ用潤滑油ポンプの軸受は、長期使用によって摩耗が進行し、作動不良を生じて固着した可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、主機クラッチ用潤滑油ポンプの

	<p>軸受が固着してポンプ軸が折損したため、主機の出力が推進器に正常に伝達できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 主機クラッチ直結潤滑油ポンプの軸受は、適切な時期に交換すること。